

地質・土質調査業務共通仕様書\_\_\_\_\_

地質・土質調査業務共通仕様書\_\_\_\_\_

目次

第1章 総則

第127条 受注者の賠償責任等

第140条 新技術の活用について

第4章 サウンディング

第2節 スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

第1章 総則

第102条 用語の定義

28 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

（ 削 除 ）

38 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより

地質・土質調査業務共通仕様書（案）

地質・土質調査業務共通仕様書（案）

目次

第1章 総則

第127条 受注者の賠償責任

第4章 サウンディング

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第1章 総則

第102条 用語の定義

28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名、署名又は捺印したものを有効とする。

（1）緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電子メールにより行う場合は、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

（2）電子納品を行う場合は、「電子納品要領」によるものとする。

38 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどによ

互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

39 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。なお、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

39 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、受注者は本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについて、別途紙に出力して提出しなくてもよい。

#### 第103条 受発注者の責務

1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

3 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

#### 第108条 管理技術者

3 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは

り互いに知らせることをいう。

39 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

#### 第103条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

#### 第108条 管理技術者

3 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）又は建設部門（選択科目：土質

応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）※の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、設計図書に定める場合はこの限りではない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

#### 第109条 照査技術者及び照査の実施

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）※の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、設計図書に定める場合はこの限りではない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術

及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野－業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）※の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、設計図書に定める場合はこの限りではない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

#### 第109条 照査技術者及び照査の実施

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）※の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、設計図書に定める場合はこの限りではない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術

者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

#### 第111条 提出書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。なお、情報共有システムを利用する場合は、システムで出力される様式を使用することができる。

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設工事に関する調査、測量及び設計業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックし、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務

者の責において署名又は記名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

#### 第111条 提出書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設工事に関する調査、測量及び設計業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報サービス（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務

## ( 削 除 )

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で登録機関に登録申請しなければならない。

なお、監督員の確認においては、「コリンズ・テクリス登録内容確認システム」の使用を原則とし、受発注者双方の事務手続きの簡素化・迅速化に取り組むものとする。

## 第112条 打合せ等

5 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<sup>1</sup>、「ウィークリースタンス」※<sup>2</sup>に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組みの総称をいう。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に監督員の確認を受けたいえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けたいえで登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

## 第112条 打合せ等

5 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。

## 第 113 条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（ 削 除 ）

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

（ 削 除 ）

(3) 業務組織計画

(4) 打合せ計画

(5) 成果物の内容、部数

(6) 使用する主な図書及び基準

(7) 連絡体制（緊急時含む）

(8) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）

(9) 仮設備計画

(10) 安全管理

(11) その他

なお、当初の委託料が 300 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、(1)、(2)、(4)、(5) を省略できるものとする。

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

\_\_\_\_\_ (11) その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も

## 第 113 条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、当初の委託料が 50 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書の作成を省略することができる。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

(3) 業務工程

(4) 業務組織計画

(5) 打合せ計画

(6) 成果物の内容、部数

(7) 使用する主な図書及び基準

(8) 連絡体制（緊急時含む）

(9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）

(10) 仮設備計画

(11) 安全管理

(12) その他

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2) 実施方針又は (12) その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も

含めるものとする。

#### 第 117 条 土地への立入り等

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、**業務履行期間中**に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第 118 条 成果物の提出

5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、**土質試験結果一覧表の成果について、国土交通省が別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。なお、提出された地盤情報については、(一財) 国土地盤情報センターが運営する「国土地盤情報データベース」で一般公開するものとする。**

#### 第 120 条 検査

1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。**ただし、発注者が検査時に受注者の立会の必要性がないと**

含めるものとする。

#### 第 117 条 土地への立入り等

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第 118 条 成果物の提出

#### 第 120 条 検査

1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

判断する業務については、管理技術者の立会を省略できるものとする。

#### 第127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第133条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

#### 第135条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、設計図書の定めるところにより、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第127条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合である場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第133条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

#### 第135条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 第137条 行政情報流出防止対策の強化

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第139条 保険加入の義務

1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第140条 新技術の活用について

1 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。なお、活用の有無については協議の上、決定するものとする。

## 第137条 行政情報流出防止対策の強化

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第139条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、新技術の内容、対象数量、活用理由等について、業務計画書に記載しなければならない。

## 第2章 機械ボーリング

### 第203条 調査等

#### 2 ボーリング位置、深度及び数量

（2）現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の承諾を得て行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

#### 5 検尺

（2）掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

### 第204条 成果物

（2）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。なお、電子納品の仕様については、「電子納品要領」に基づくものとする。

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

#### 第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JISA1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従って整理し提出

## 第2章 機械ボーリング

### 第203条 調査等

#### 2 ボーリング位置、深度及び数量

（2）現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうね行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

#### 5 検尺

（2）掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

### 第204条 成果物

（2）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省・平成20年12月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。なお、電子納品の仕様については、「電子納品要領」に基づくものとする。

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

#### 第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JISA1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省・平成20年12月）に従って整理し

するものとする。

なお、電子納品の仕様については、「電子納品要領」に基づくものとする。

## 第2節 スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）

### 第404条 目的

スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

### 第405条 試験等

1 試験方法及び器具は、JISA1221（スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。

### 第406条 成果物

（2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。

## 第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

### 第407条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

提出するものとする。

なお、電子納品の仕様については、「電子納品要領」に基づくものとする。

## 第2節 スウェーデン式サウンディング試験

### 第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

### 第405条 試験等

1 試験方法及び器具は、JISA1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。

### 第406条 成果物

（2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。

## 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

### 第407条 目的

オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。



(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JISA1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

## 第6章 解析等調査業務

### 第602条 業務内容

#### 2 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。

3 既存資料の収集・現地調査は以下による。

- (1) 関係文献の収集と検討
- (2) 調査地周辺の現地調査（地形や土地利用、地下埋設物の有無、表層地盤情報等の確認）

#### 4 資料整理とりまとめ

- (1) 各種計測結果の評価及び考察
- (2) 異常データのチェック
- (3) 試料の観察
- (4) ボーリング柱状図の作成

#### 5 断面図等の作成

- (1) 地層及び土性の工学的判定
- (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。

#### 6 総合解析とりまとめ

- (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
- (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている

(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JISA1215（道路の平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。

## 第6章 解析等調査業務

### 第602条 業務内容

2 既存資料の収集・現地調査は以下による。

- (1) 関係文献の収集と検討
- (2) 調査地周辺の現地調査

#### 3 資料整理とりまとめ

- (1) 各種計測結果の評価及び考察
- (2) 異常データのチェック
- (3) 試料の観察
- (4) ボーリング柱状図の作成

#### 4 断面図等の作成

- (1) 地層及び土性の工学的判定
- (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。

#### 5 総合解析とりまとめ

- (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
- (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている

場合)

(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）

(6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

## 第7章 軟弱地盤技術解析

### 第702条 業務内容

#### 3 現況地盤解析

##### (2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を\_\_\_\_\_算定するものとする。

#### 7 照査

検討を行った\_\_項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

## 第8章 物理探査

### 第1節 弾性波探査

#### 第802条 業務内容

##### 7 照査

計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

##### 8 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする

場合)

(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）

(6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

## 第7章 軟弱地盤技術解析

### 第702条 業務内容

#### 3 現況地盤解析

##### (2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を各断面にて算定するものとする。

#### 7 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

## 第8章 物理探査

### 第1節 弾性波探査

#### 第802条 業務内容

##### 7 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする

る。

## 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

### 第804条 業務内容

#### 7 報告書作成

第802条第8項に準じるものとする。

## 第9章 地すべり調査

### 第903条 地下水調査

#### 1 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）によるものとする。

#### 4 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T）

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。

る。

## 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

### 第804条 業務内容

#### 7 報告書作成

第802条第7項に準じるものとする。

## 第9章 地すべり調査

### 第903条 地下水調査

#### 1 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）に準拠して行うものとする。

#### 4 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T）

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。